

令和2年4月1日

## 社会福祉法人 清雲会 行動計画

職員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

〈 対策 〉

令和2年4月～

- 就業規則等に記載されている妊娠中・産前産後休暇・育児・介護休暇の制度を職員会議等で周知する。

令和2年4月～

- 該当する職員に対して、相談体制をとり、所属長と連携し軽減を図るようにする。

目標2：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

〈 対策 〉

令和2年4月～

- 年次有給休暇付与日から6か月が経過した時点で、取得日が5日に満たない職員に対しては、所属長と面談のうえ、あらためて時期を決定することを、就業規則に記載し運用する。